

開業医共済休業保障制度普通共済約款 新旧対照表

(下線が変更部分)

新	旧	備考
<p>(共済契約内容の変更ー増口)</p> <p>第15条 共済契約者は、既に契約している口数と併せ、第13条(共済契約口数の限度)第1項第1号に定める口数の限度内で、口数の増加(以下「増口」といいます。)の申込をすることができます。ただし、次の各号に掲げる被共済者の共済契約については除きます。</p> <p>(1) 増口時に65歳以上の被共済者</p> <p>(2) 減口した被共済者(第16条(共済契約内容の変更ー減口)第1項第3号または第4号により減口した被共済者を除きます。)</p> <p>(3) 開業医休保による共済金の支払いを受けた被共済者</p> <p>2. 前項第3号の規定にかかわらず、審査委員会が増口の申込を適当と認めたときは、共済契約内容の変更を行うことができます。</p> <p>3. 増口の申込については第14条(共済契約の申込)を準用します。この場合、同条中「共済契約の申込」は「増口の申込」に、「共済期間の初日」とあるのは「増口の共済期間の初日」に、「共済契約申込者」は「増口申込者」に読み替えて、各条項を適用します。</p> <p>4. 増口の申込により共済契約内容の変更が行われた場合の支払日数は、それ以前の共済契約における共済金の支払期間があるときは、その共済金の支払期間は、新たに行われた増口分についても、共済金の支払があったものとして取り扱います。</p> <p><u>5. 増口の申込により増口分に特定傷病等不担保特約が付加された場合の支払日数は、それ以前の特定傷病等不担保特約が付加されていない口において共済金が支払われるときは、その共済金の支払期間は、新たに行われた増口分についても、共済金の支払があったものとして取り扱います。</u></p>	<p>(共済契約内容の変更ー増口)</p> <p>第15条 共済契約者は、既に契約している口数と併せ、第13条(共済契約口数の限度)第1項第1号に定める口数の限度内で、口数の増加(以下「増口」といいます。)の申込をすることができます。ただし、次の各号に掲げる被共済者の共済契約については除きます。</p> <p>(1) 増口時に65歳以上の被共済者</p> <p>(2) 減口した被共済者(第16条(共済契約内容の変更ー減口)第1項第3号または第4号により減口した被共済者を除きます。)</p> <p>(3) 開業医休保による共済金の支払いを受けた被共済者</p> <p>2. 前項第3号の規定にかかわらず、審査委員会が増口の申込を適当と認めたときは、共済契約内容の変更を行うことができます。</p> <p>3. 増口の申込については第14条(共済契約の申込)を準用します。この場合、同条中「共済契約の申込」は「増口の申込」に、「共済期間の初日」とあるのは「増口の共済期間の初日」に、「共済契約申込者」は「増口申込者」に読み替えて、各条項を適用します。</p> <p>4. 増口の申込により共済契約内容の変更が行われた場合の支払日数は、それ以前の共済契約における共済金の支払期間があるときは、その共済金の支払期間は、新たに行われた増口分についても、共済金の支払があったものとして取り扱います。</p>	<p>備考</p> <p>(追加)</p>